

# 資料．運営基準等の改正

## （サービス別）

### 目次

- 1．訪問系サービスの運営基準等の改正について P3
- 2．通所系サービスの運営基準等の改正について P4
- 3．短期入所系サービスの運営基準等の改正について P6
- 4．多機能系サービスの運営基準等の改正について P7
- 5．居住系サービスの運営基準等の改正について P8
- 6．施設系サービスの運営基準等の改正について P10
- 7－1．居宅介護支援の運営基準等の改正について P13
- 7－2．居宅介護支援の管理者要件について P14
- 7－3．居宅介護支援の通減制の見直しについて P16
- 7－4．居宅介護支援における特定事業所加算の見直しについて P16



## 1. 訪問系サービスの運営基準等の改正について

訪問系サービス（訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護）に関する令和3年4月1日から施行された基準省令の変更・追加内容は、以下のとおりです。

### （1） 夜間対応型訪問介護

#### ① オペレーター配置基準等の緩和

地域の実情に応じて、既存の地域資源・地域の人材を活用しながらサービスの実施を可能とする観点から、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様に、以下について可能とする。

ア オペレーターについて、併設施設の職員と兼務すること。また、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を兼務すること。

イ 他の訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に、事業の一部委託すること。

ウ 複数の事業所間で、随時対応サービス（通報も受付）を「集約化」すること。

#### ② サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保

事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとする。

### （2） （介護予防）訪問入浴介護

#### ① 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付ける。

(3) (介護予防) 居宅療養管理指導

- ① 基本方針を踏まえた居宅療養管理指導の実施と多職種連携の推進  
多職種間での情報共有促進の観点から、薬剤師の居宅療養管理指導の算定要件とされている介護支援事業所等への情報提供の方法内容等について、明確化する

(4) 訪問系サービス共通 (訪問介護、(介護予防) 訪問入浴介護、  
(介護予防) 訪問介護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、  
(介護予防) 居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護)

- ① サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保  
事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとする。

※その他、全サービス共通の変更・追加事項等の内容は、資料1  
「【全事業所】共通事項」に記載しています。

**2. 通所系サービスの運営基準等の改正について**

通所系サービス (通所介護、(介護予防) 通所リハビリテーション、  
地域密着型通所介護、(介護予防) 認知症対応型通所介護) に関する令和3年4月1日から施行された基準省令の変更・追加内容は、以下のとおりです。

(1) 通所介護

- ① 通所介護における地域等との連携の強化

通所介護について、利用者の地域における社会参加活動や地域住民との交流を促進する観点から、地域密着型通所介護等と同様に、その事業の実施に当たって、地域住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない

いこととする。

- ② サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保  
事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとする。

(2) (介護予防) 認知症対応型通所介護

① 管理者の配置基準の緩和

共用型認知症対応型通所介護における管理者の配置基準について、人材の有効活用を図る観点から、事業所の管理上支障がない場合は、本体施設・事業所の職務と併せて、共用型認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することを可能とする。

(3) (介護予防) 通所リハビリテーション

- ① サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保  
事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとする。

(4) 通所系サービス共通 (通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護)

① 地域と連携した災害への対応の強化

非常災害対策として、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、避難訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととします。

② 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

介護に関わる全ての者の認知症対応能力を向上させていくため、介護に直接関わる職員のうち、無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付けます。その際、3年の経過措置期間を設けることとします。

※その他、全サービス共通の変更・追加事項等の内容は、資料1「【全事業所】共通事項」に記載しています。

### 3. 短期入所系サービスの運営基準等の改正について

短期入所系サービス（（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護）に関する令和3年4月1日から施行された基準省令の変更・追加内容は、以下のとおりです。

#### （1）（介護予防）短期入所生活介護

##### ① 看護職員の配置基準の見直し

短期入所生活介護における看護職員の配置基準について、看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合に、看護職員を病院、診療所又は訪問看護ステーション等との密接かつ適切な連携により確保することを求めることとします。

#### （2）短期入所系サービス共通（（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護）

##### ① 地域と連携した災害への対応の強化

非常災害対策として、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、避難訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととします。

##### ② 認知症介護基礎研修の受講義務付け

介護に関わる全ての者の認知症対応能力を向上させていくため、介護に直接関わる職員のうち、無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付けます。その際、3年の経過措置期間を設けることとします。

##### ③ 個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し

個室ユニット型施設について、ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、以下

の見直しを行う。

ア. 1ユニットの定員を夜間及び深夜を含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めることを求めつつ、原則として概ね10人以下とし、15人を超えないもの」とします。

イ. ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを禁止する。

※その他、全サービス共通の変更・追加事項等の内容は、資料1「【全事業所】共通事項」に記載しています。

#### 4. 多機能系サービスの運営基準等の改正について

多機能系サービス（（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）に関する令和3年4月1日から施行された基準省令の変更・追加内容は、以下のとおりです。

##### （1）（介護予防）小規模多機能型居宅介護

###### ① 小規模多機能型居宅介護の人員配置基準の見直し

介護老人福祉施設又は介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において、入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合、管理者・介護職員の兼務を可能とします。

##### （2）多機能型サービス共通（（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）

###### ① 過疎地域等におけるサービス提供の確保

過疎地域等、地域の実情により事業所の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合に、人員設備基準を満たすことを条件として、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間に限り行わないことを可能とします。

## ② 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

介護に関わる全ての者の認知症対応能力を向上させていくため、介護に直接関わる職員のうち、無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付けます。その際、3年の経過措置期間を設けることとします。

※その他、全サービス共通の変更・追加事項等の内容は、資料1「【全事業所】共通事項」に記載しています。

## 5. 居住系サービスの運営基準等の改正について

居住系サービス（（介護予防）特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護）に関する令和3年4月1日から施行された基準省令の変更・追加内容は、以下のとおりです。

### （1）（介護予防）特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

#### ① 地域と連携した災害への対応の強化

非常災害対策として、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、避難訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

### （2）認知症対応型共同生活介護

#### ① 地域の特性に応じた認知症グループホームの確保

地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点から、ユニット数を弾力化するとともに、サテライト型事業所の基準を創設する。

ア 経営の安定化の観点から、ユニット数について「1以上3以下」とする。

イ 複数事業所で人材を有効活用しながら、より利用者に身近な

地域でのサービス提供が可能となるようにする観点から、サテライト型事業所の基準を創設する。

② 認知症グループホームの夜勤職員体制の見直し

夜勤・深夜時間帯の職員体制について、安全確保や職員の負担にも留意しつつ、人材の有効活用を図る観点から、3ユニットの場合であって、各ユニットが統一会に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策をとっていることを要件に、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和できることとし、事業所が夜勤職員体制を選択することを可能とする。

③ 外部評価に係る運営推進会議の活用

業務効率化の観点から、既存の外部評価は維持した上で、小規模多機能型居宅介護等と同様に、自らその提供するサービスの質の評価を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告し、その評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置付け、当該運営推進会議と既存の外部評価による評価のいずれかから「第三者による外部評価」を受けることとする。

④ 計画作成担当者の配置基準の緩和

認知症グループホームにおいて、人材の有効活用を図る観点から、介護支援専門員である計画作成担当者の配置について、ユニットごとに1名以上の配置から、事業所ごとに1名以上の配置に緩和する。

(9) 居住系サービス共通（地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護）

① 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

介護に関わる全ての者の認知症対応能力を向上させていくため、介護に直接関わる職員のうち、無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付けます。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

※その他、全サービス共通の変更・追加事項等の内容は、資料1「【全事業所】共通事項」に記載しています。

## 6. 施設系サービスの運営基準等の改正について

施設系サービス（地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、養護老人ホーム、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護医療院）に関する令和3年4月1日から施行された基準省令の変更・追加内容は、以下のとおりです。

### （1）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

#### ① 地域密着型介護老人福祉施設の人員配置基準の見直し

人員配置基準について、人材確保や職員定着の観点から、職員の勤務シフトを組みやすくするなどの取組を推進するとともに、入所者の処遇や職員の負担に十分に留意しつつ、以下の見直しを行う。

ア 地域密着型特別養護老人ホーム（サテライト型を除く。）において、他の社会福祉施設等との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことを可能とする。

イ サテライト型居住施設において、本体施設が特別養護老人ホーム・地域密着型特別養護老人ホームである場合に、本体施設の生活相談員により当該サテライト型居住施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、生活相談員を置かないことを可能とする。

### （2）介護医療院

#### ① 有床診療所から介護医療院への意向促進

一般浴槽及び特別浴槽の設置を求める介護医療院の浴室の施設基準について、入所者への適切なサービス提供の確保に留意しつつ、介護療養病床を有する診療所から介護医療院への意向を一層促進する観点から、令和6年3月31日までの間に有床診療所から移行して介護医療院を開設する場合は、一般浴槽以外の浴槽の設置は求めないこととする。

(3) 施設系サービス共通（地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、養護老人ホーム、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護医療院）

① 介護保険施設の人員配置基準の見直し

従来型とユニット型を併設する場合において、入所者の処遇に支障がない場合、介護・看護職員の兼務を可能とします。

② 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

介護に関わる全ての者の認知症対応能力を向上させていくため、介護に直接関わる職員のうち、無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付けます。その際、3年の経過措置期間を設けることとします。

③ 口腔衛生管理の強化

口腔衛生管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を行うことを求めます。その際、3年の経過措置期間を設けることとします。

④ 栄養ケア・マネジメントの充実

栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行う観点から、以下の見直しを行う。

ア 現行の栄養士に加えて、管理栄養士の配置を位置付けます

イ 各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを求める。その際、3年の経過措置期間を設けることとします。

⑤ 個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し

施設系サービスにおける個室ユニット型施設について、ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを

推進する観点から、以下の見直しを行う。

ア 1ユニットの定員を、夜間及び深夜を含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めることを求めつつ、現行の「おおむね10人以下」から「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの」とします。

イ ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを禁止します。

⑥ 介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化

介護保険施設における施設系サービスの事業者を対象に、事故発生の防止のための安全対策の担当者を定めることを義務付ける。その際、6月の経過措置期間を設けることとします。

※その他、全サービス共通の変更・追加事項等の内容は、資料1「【全事業所】共通事項」に記載しています。

## 7-1. 居宅介護支援の運営基準等の改正について

居宅介護支援に関する令和3年4月1日から施行された基準省令の変更・追加内容は、以下のとおりです。

※介護予防支援については、独自の運営基準等の改正はなし。資料1「【全事業所】共通事項」に記載された基準のみ。

### (1) 居宅介護支援

#### ① 質の高いケアマネジメント

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業者  
に以下について説明を行うことを求める。

ア. 前6カ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、  
地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合。

イ. 前6カ月間に作成した作成したケアプランに位置付けた訪問  
介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与のサービス  
ごとの提供回数のうち、同一事業者によって提供されたもの  
の割合。

⇒重要事項説明書等に記載し、訪問介護等の割合等を把握できる  
資料を別紙として作成し、居宅介護支援の提供の開始において  
示すとともに説明することが考えられます。

⇒既に契約を結んでいる利用者については、次のケアプラン見直し  
時に説明を行うことが望ましいとされています。

(アの例) ※各サービスの割合を算出

訪問介護	●%
通所介護	●%
地密通所介護	●%
福祉用具貸与	●%

(イの例) ※サービス事業者ごとの割合を算出（上位3位まで）

訪問介護	○○事業所 ●%	○○事業所 ●%	○○事業所 ●%
------	----------	----------	----------

通所介護	〇〇事業所 ●%	〇〇事業所 ●%	〇〇事業所 ●%
地密通所介護	〇〇事業所 ●%	〇〇事業所 ●%	〇〇事業所 ●%
福祉用具貸与	〇〇事業所 ●%	〇〇事業所 ●%	〇〇事業所 ●%

⇒内容を利用者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて、必ず利用者から署名を得なければならない。また、前6カ月間については、毎年度2回、次の期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とする。

I. 前期（3月1日から8月末日）

II. 後期（9月1日から2月末日）

※直近の「I」または「II」の期間の結果を説明する。

## ② 生活援助の訪問回数の多い利用者等への対応

区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するといった点検・検証の仕組みが導入される予定です。

【厚生労働大臣が定める回数】

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
回数／月	27	34	43	38	31

※その他、全サービス共通の変更・追加事項等の内容は、資料1「【全事業所】共通事項」に記載しています。

## 7-2. 居宅介護支援の管理者要件について

令和元年12月17日に「居宅介護支援事業所の管理者要件等に関する審議報告」が、社会保障審議会介護給付費分科会において、取りまとめられました。

この報告を受けて、令和2年6月5日に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備

及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第113号。以下「改正省令」という。）が公布されました。

### （1）本改正の趣旨

平成30年度介護報酬改定により設けられた「居宅介護支援事業所における管理者要件」について、令和3年3月31日までとしていた「主任介護支援専門員資格」の取得に関する経過措置について、措置期間の延長を行うとともに、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合は、「主任介護支援専門員を管理者としない」取扱いを可能とするもの。

### （2）管理者要件について（改正省令第1条）

要件（原則）：令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所の管理者となるものは、主任介護支援専門員であることとする。

#### 【やむを得ない理由】（今回追加されたもの）

令和3年4月1日以降、不測の事態により、主任介護支援専門員を管理者とすることができなくなってしまった場合であって、その理由と、今後の管理者確保のための計画書を保険者に届け出たとき、上記要件の適用を1年間猶予し、当該地域に他に居宅介護支援事業所が存在しないなど、利用者保護の観点から特に必要と認められる場合は、保険者の判断により、この猶予期間を延長することができる。

※不測の事態とは、①本人の死亡、長期療養などの健康上の問題発生、②職員の急な退職や転居など、③特別地域居宅介護支援加算又は中山間地域等における小規模事業所加算を取得できる場合、などの例が当てはまる。なお、保険者において個別に判断することとなる。

### （3）管理者要件の適用の猶予（改正省令第2条）

令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が、管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予する。

### 7-3. 居宅介護支援の逡減制の見直しについて

適切なケアマネジメントの実施を確保しつつ、経営の安定化を図る観点から、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上の場合40件目から、60件以上の場合60件目から、それぞれ評価が低くなる逡減制において、「一定のICTの活用」又は「事務職員の配置」を行っている事業者については、逡減制の適用を「40件」から「45件」とする見直しを行う。

※特定事業所加算における「介護支援専門員1人当たりの受け入れ可能な利用者数」について、この取扱いを踏まえた見直しを行います。

※ICTの活用又は事務職員の配置については、国様式である「(別紙10-5)情報通信機器等の活用等の体制に係る届出書」にて、市へ届け出ること。

### 7-4. 居宅介護支援における特定事業所加算の見直しについて

上記で説明した逡減制の見直しに関する要件のほかに、必要に応じて、多様な主体等は提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していることを、要件として新たに定められた。

また、小規模事業所が事業所間連携により質の高いケアマネジメントを実現していくよう、事業所間連携により体制確保や対応等を行う事業所を評価するような区分が創設された(特定事業所加算(A))。

※次ページに新たな算定要件を記載。

加算要件		加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算A
1	常勤専従の主任介護支援専門員の配置状況	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
2	常勤専従の介護支援専門員の配置状況	3名以上	3名以上	2名以上	常勤1名以上 非常勤1名以上 (非常勤は兼務可)
3	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的	○	○	○	○
4	24時間常時連絡できる体制を確保し、利用者等の相談に対応する体制を確保している。	○	○	○	○ (連携でも可)
5	利用者の総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が40%以上であること。	○	×	×	×
6	介護支援専門員に対し、計画的に、研修を実施していること。	○	○	○	○ (連携でも可)
7	地域包括支援センターからの支援困難ケースが紹介された場合に、受託する体制を整備していること。	○	○	○	○
8	地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。	○	○	○	○
9	運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。	○	○	○	○
10	介護支援専門員1人当たり（常勤換算方法による）の担当件数について①居宅介護支援費(Ⅰ)を算定している場合は40件未満、②居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は45件未満であること。	○	○	○	○
11	介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。	○	○	○	○ (連携でも可)
12	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。	○	○	○	○ (連携でも可)
13	必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。	○	○	○	○